

# 市民自治基本条例を策定しています

市では、「長浜市市民自治基本条例」の策定をすすめています。これは、市民のみなさんとともにまちづくりを推進するため、市の役割や、市政の仕組みなどのまちづくりの基本的なルールを定めるものです。

この条例の策定にあたっては、平成19年12月より、各団体の関係者や市民の人で構成する「策定委員会」において盛り込むべき内容について検討を重ねてきており、この経過については市ホームページでも掲載してきましたが、本年5月に内容についての提案を市にいただいたところです。

今号では、この条例について、わかりやすくQ&A（質問・回答）形式でご紹介します。

また、この条例について、皆さんの意見をお伺いするパブリックコメントについてもその概要を掲載しています。

**Q1** 市民自治基本条例ってなに？

**A** まちづくり運営の基本ルールです

学校や会社には規則があるように、それぞれの社会を円滑に動かすためのルールがあり、同じように市には「条例」というルールがあります。

「長浜市市民自治基本条例」は、市や自治会などのコミュニティの単位で様々なことについて考えたり、決めたりする場合に、「どのような方法で」「誰がどんな役割で」といったことを定めるいわゆる自治の基本的なルールとなるもので、市民のみなさんにも深くかわる条例です。

**Q2** 条例ではどんなことを定めるの？

**A** 市民、市などの役割や権利などです

市では、この条例で市の自治の基本方針、市民の役割や権利、市の役割や責務などを実情に合わせて定めようとしています。

また、「自治基本条例」は現在では全国の多くの市町村でも策定がすすめられています。それぞれの地域の実情に合ったまちづくりのルールづくりなので、それぞれによって内容に多少の違いはできます。ただ、「どんな考えでまちづくりをするのか」や「住民、市の権利や責務、役割」といったことはほとんどの市町村でも定められている内容です。

**Q3** なぜ、今この条例をつくの？

**A** 地域の実情にあった仕組みが必要だからです

いま地方分権がすすみ、地方の問題は地方で、それぞれの実情に合った対応を自ら選択できる仕組みを作ることが必要になってきています。これは、それぞれに地域課題が多様で、全国で同じことをしているは実情に合わない状況が生じてきたからです。

そこで、まちづくりの運営は行政だけでなく、市民と市がともに考え、ともに行動することが重要で、こうしたことを条例でわかりやすく定める必要があるということです。

**Q4** 市の「基本構想」との関係は？

**A** 両方が重なり合っていて市のまちづくりをすすめます

基本構想は、総合的に行政をすすめるうえでの政策大綱であり、施策を体系化したものです。

一方、市民自治基本条例は、市民と行政がともにまちづくりをすすめていくための仕組みやルールを定めようとするものです。ですから、基本構想と市民自治基本条例は、車の両輪のようになり、それぞれの趣旨に応じて役割を分担しながら、重なり合

ってまちづくりをすすめていくということになります。

**Q5** この条例で市のまちづくりにどんな期待が？

**A** 市政への関心が高まり開かれた市政などが期待できます

この条例ができることで、市政運営の基本的事項や市民と市の役割、責務といったことが明らかになり、市民のみなさんの市政への関心が高まることで、積極的な参画が促進されることなどが期待できます。また、参画のための仕組みづくりが整えられることで、開かれた市政運営が

すすめられるとともに、市民と市双方にこれまで以上に責任と自覚ある行動が求められるようになります。

**Q6** 条例ができてそんなに変わるの？

**A** すぐに変わるのではなく、変える仕組みです

もちろん、この条例ができたからといって、すぐに具体的に何かが変わるといったことではありません。変えるための仕組みをつくるものなのです。みなさんや市がそれぞれ抱えているまちづくりの課題を解決するための道具を、市民と市が一緒につくるとするのがこの条例の役割です。ですから、この条例を市民のみなさんにご理解をいただき、行政とともに、一人ひとりがまちづくりに参画していくことが大切だということです。

そこで、市にとってまちづくりの推進に必要なルールや仕組みについて、みなさんご意見、ご提案を折り込みの「わがまちメール」でお聞かせください。

市民協働課市民自治グループ (058)722

## パブリックコメント

### ～「長浜市市民自治基本条例」規定内容案にご意見を～

募集期間 平成21年7月1日(水)～平成21年7月30日(木)【郵送の場合、当日消印有効】  
閲覧場所 長浜市役所1階市政情報コーナー、浅井・びわ各支所の市政情報コーナー、長浜市ホームページ  
提出方法 ①郵送 526-8501 長浜市高田町12番34号  
②電子メール 長浜市役所企画部市民協働課あて e-mail: kyoudou@city.nagahama.lg.jp  
③FAX 65-6540

※応募される場合、住所、氏名、できれば連絡先と表題「長浜市市民自治基本条例 内容案に対する意見」とご記入ください。その他詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 策定委員会より提案された主な内容

1. 目的・定義など基本事項
2. 自治等に関する基本原則
3. 市民・事業者の権利責務
4. まちづくりと議会の関係
5. 市の役割と責任
6. 情報・会議公開の原則
7. 市組織と行政運営
8. 市民の参画・協働の原則
9. 地域コミュニティと多文化共生
10. 他機関との関係、国際交流
11. 条例の位置づけ、見直し

※掲載している項目は市民自治基本条例策定委員会から提案された主な内容です。市ホームページで詳しい内容をご覧ください。